石岡市街並み修景ガイドライン概要版 (中心市街地地区)

1 ガイドラインの目的

街並み修景ガイドラインは、地域の資源を守り、歴史・文化・自然を大切にした魅力ある景観形成を 目的として、地区の景観づくりの基本方針や基準を示すものです。本ガイドラインの基準に沿って、市 民一人ひとりが建築物等の修理・修景にご協力いただくことで、石岡らしい景観が磨かれていきます。

市は、平成27年12月に「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金」を設立し、市民等が行う建築物等の修景事業を支援することで、良好な景観づくりを推進しています。

2 ガイドラインの見方

ガイドラインで示す修理・修景基準は、「一般基準」と「補助基準」の2つに区分しています(一般基準には〇、補助基準には⑥を付けています)。「一般基準」については、対象地区に土地、建物等を所有する皆様全員に守っていただきたい基準を示していますので、建築物等の建築や改築を行う際には、この基準を満たした修理・修景にご協力をお願いいたします。

- 【一般基準(○)】地区の景観づくりのために最低限守っていただきたい基準
- 【補助基準(◎)】より良好な景観づくりのために積極的に守っていただきたい基準

補助を受けずに修理・修景 を行う場合

- ・○の項目は、できる限り全て満たすように修理・修景を計画してください。
- ・◎の項目についても、積極的に取り入れるようにしてください。

補助を受けて修理・修景を 行う場合

○及び◎の項目を全て満たすように修理・修景を計画してください。

3 対象地区

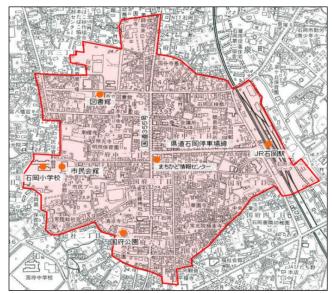
対象地区は、中心市街地活性化基本計画のエリア となります(右図のとおり)。

この地区は、奈良時代に常陸国府が置かれた場所で、国衙跡、国分寺・国分尼寺跡等の史跡が残されている歴史資源の多い地区です。現在の中心市街地は、主に昭和4年の大火以降に建築された看板建築、町屋、蔵造り等が街並みを形成しています。









3 景観づくりの基本方針

- ●常陸国の歴史を感じさせる街並みづくり
- ●看板建築等の歴史的建造物をいかした街並みづくり

4 中心市街地の主な修理・修景基準

(1) 街並み形成の共通原則

項目	基準
高さ	○高さの連続性に配慮します。/◎10m以下,2階以下とします。
壁面位置	○街並みの連続性に配慮します。/◎周囲の歴史的建造物、隣接の建築物等に揃えます。
軒線の連続性	○軒線の連続性に配慮します。/◎1階部分の庇や開口部について連続性に配慮します。
建築設備	○道路等から見えない位置に設置します。見える場合は木製格子等で覆います。

(2) 建築物の修理・修景基準

項目	歴史的建造物の修理基準	非歴史的建造物の修景基準	
形 態 意 匠	○建築当時の形態意匠に修理します。◎面被りや増築部分を撤去します。	○周辺の歴史的建造物との調和に配慮します。◎看板建築風又は和風の形態意匠とします。	
外 壁	○建築当時の材料を使用します。	◎歴史的建造物の材料や自然素材を使用します。	
屋根	○建築当時の形状に修理します。	○和風の場合,勾配屋根とします。(◎3~5寸勾配で 切妻,寄棟等の形式,日本瓦等の使用)	
色彩	○伝統建築については、使用する自然素材 の色をいかします。	○歴史的建造物との調和を図ります。(◎外壁や屋根に使用する色は, R, YR, Yで, 明度2以上, 彩度4以下)	

【町屋の修景例】

屋根

瓦,銅板等の景観に配慮し たものを使用

開口部

町屋の特性をいか し、木製格子戸等 を使用。色彩に配 慮した建具も使用 可能

外壁

木板等の自然素材 を使用し,下見板 張り等とします。



外壁

モルタル、銅板、タ イル等の材料を使用 します。モルタル仕 上げの場合には、石 洗い出しや洋風装飾 を設けるなど、他の 看板建築との調和を 図ります。

開口部

看板建築の特性をいかし、木製ガラス戸等を使用。色彩に配慮した建具も使用可能



【看板建築の修景例】

5 補助の概要

補助対象区域	補助対象物件	補助率	限度額
	歴史的建造物	9/10以内	500万円
	非歴史的建造物	4/5以内	300万円
石岡市中心市街地活性化基本計画区域	設備	4/5以内	100万円
(国道 355 号又は県道石岡停車場線沿線)	門 • 塀	4/5以内	100万円
	広 告 物	4/5以内	50万円
	自動販売機	4/5以内	20万円

6 補助金の交付を受けるに当たって

補助金の交付を受ける場合は、事業着手前に市に申請し、補助事業の認定を受ける必要があります。 認定の基準は、「(1)ガイドラインの基準を満たすこと」、「(2)まちの魅力づくりや活性化に寄与する こと」となっており、市景観調査委員会での事業審査を経て認定します。

実際に補助を受けようとする場合には、ガイドライン本編や補助要綱で詳しい内容を確認ください。

申請・問い合わせ

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市 都市建設部 都市計画課 TEL 0299-23-1111 / FAX 0299-22-6070 / MAIL toshikei@city.ishioka.lg.jp